

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成23年4月1日付け22経営第7135号

一部改正 平成23年9月1日付け23経営第1616号

第1 趣旨

農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とするものです。平成23年度からはモデル対策で対象となった水田農業の作物に加えて、畑作物に対象を拡大して実施することとしています。

この農業者戸別所得補償制度（以下「本制度」といいます。）の実施に必要となる推進活動のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成します。

第2 事業実施主体

- 1 都道府県段階における事業実施主体（以下「都道府県等」といいます。）は、次に掲げる組織です。
 - (1) 都道府県
 - (2) 都道府県農業再生協議会（別紙1「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第1に定める要件を満たし、都道府県の区域をその区域とする都道府県、農業団体、流通業者団体等により構成される協議会。以下「都道府県再生協議会」といいます。）
 - (3) (2)に規定した都道府県再生協議会を平成23年4月以降に設置する場合には、移行までの事業実施主体として、次に掲げる者のうち、別記様式第1号の「再生協議会への移行計画」（以下「移行計画」といいます。）に記載された組織。
 - ① 都道府県水田農業推進協議会（戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け21政第191号農林水産事務次官依命通知。以下「モデル対策推進事業要綱」といいます。）別紙の第1の都道府県水田農業推進協議会をいいます。）
 - ② 都道府県担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。以下「担い手協議会設置要領」といいます。）第1の2の都道府県担い手育成総合支援協議会）
 - ③ 都道府県耕作放棄地対策協議会（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。）

以下「耕作放棄地協議会設置要領」といいます。) 第1の都道府県耕作放棄地対策協議会)

2 地域段階における事業実施主体(以下「市町村等」といいます。)は次に掲げる組織です。

(1) 市町村

(2) 地域農業再生協議会(別紙1「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第2に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする市町村、生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会等により構成される協議会。以下「地域再生協議会」といいます。)

(3) 農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体。以下「利用集積団体」といいます。その地域において、地域再生協議会が事業実施主体とならない場合に限ります。)

(4) (2)に規定した地域再生協議会を平成23年4月以降に設置する場合には、移行までの事業実施主体として、次に掲げる者のうち、移行計画に記載された組織。

① 地域水田農業推進協議会(モデル対策推進事業要綱別紙の第2の地域水田農業推進協議会をいいます。)

② 地域担い手育成総合支援協議会(担い手協議会設置要領第1の3の地域担い手育成総合支援協議会をいいます。)

③ 地域耕作放棄地対策協議会(耕作放棄地協議会設置要領第1の地域耕作放棄地対策協議会をいいます。)

第3 事業の内容

農業者戸別所得補償制度推進事業(以下「推進事業」といいます。)の対象となる取組は、都道府県段階及び地域段階における次に掲げる取組です。

1 本制度の推進活動

(1) 都道府県段階における推進活動

- ① 本制度の普及推進活動(説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等)
- ② 24年産以降の対象作物の生産数量目標の設定ルール等の策定
- ③ 産地資金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
- ④ 耕作放棄地の再生利用に必要な活動
- ⑤ 集落営農の経理担当者の育成及び法人化等に対する支援活動
- ⑥ 農地利用集積円滑化に必要な活動
- ⑦ その他本制度の円滑な実施に必要な活動

(2) 地域段階における推進活動

- ① 本制度の普及推進活動(説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等)
- ② 24年産以降の対象作物の生産数量目標の設定ルール等の策定

- ③ 申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付
 - ④ 対象作物（産地資金の助成作物を含みます。）の作付面積等の確認事務
 - ⑤ 農業者情報のシステム入力・集計事務
 - ⑥ 産地資金の要件設定・確認事務
 - ⑦ 耕作放棄地の再生利用に必要な活動
 - ⑧ 農業者の水田情報等（畠地の産地資金に取り組む場合は、畠地の情報も含みます。）の収集・整理事務
 - ⑨ 集落営農の経理担当者の育成及び法人化等に対する支援活動
 - ⑩ 農地利用集積円滑化に必要な活動
 - ⑪ その他本制度の円滑な実施に必要な活動
- 2 集落営農の法人化支援
事業実施年度の3月10日までに法人設立登記を行った集落営農に対する交付金の交付。

第4 推進活動計画の作成手続

1 都道府県推進活動計画

- (1) 都道府県推進活動計画の作成主体は、第3の1の(1)の事業を行う事業実施主体のうち、国に対して、推進事業補助金の交付申請を行う組織です。
- (2) 都道府県知事（計画の作成主体が、都道府県知事ではない場合は都道府県再生協議会長、第2の1の(3)の移行計画に記載された組織の場合は当該組織の長。以下「都道府県知事等」といいます。）は、管内の市町村等及び都道府県再生協議会（計画の作成主体が都道府県再生協議会長の場合は、都道府県）と協議の上、取組内容、費用見込み額等を内容とする都道府県推進活動計画（別記様式第2号）を作成し、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地域センター長等」といいます。）のうち、当該都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に提出してください。
- (3) 都道府県知事等は、(2)の計画を作成する際、管内の市町村等が作成する地域推進活動計画及び移行計画を基に、当該都道府県における事業全体を取りまとめるものとします。
- (4) 都道府県再生協議会を平成23年4月以降に設置する場合には、移行計画に、都道府県再生協議会に移行するまでの間に第3の1の(1)に掲げる取組を行う者（第2の1の(3)に掲げる者のいずれかに限ります。）、設置予定期、都道府県再生協議会の構成員等を記載し、都道府県推進活動計画と併せて提出してください。

2 地域推進活動計画

- (1) 地域推進活動計画の作成主体は、第3の1の(2)及び2の事業を行う事業実施主体のうち、県段階の事業実施主体に対して、直接、補助金の交付申請を行う組織です。
- (2) 市町村長（計画の作成主体が、市町村長ではない場合は地域再生協議会長、第2の2の(3)の移行計画に記載された組織の場合は当該組織の長。以下「市町村長等」といいます。）は、地域再生協議会（計画の作成主体が地域再生協議会長等の場合は、市町村）と協議の上、取組内容及び費用見込み額等を内容とする地域推進活動計画（別記様式第3号）を作成してください。その際、当該計画と併せて、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地域センター等」といいます。）と協議して、市町村、地域再生協議会、地域センター等の役割分担を記した年間スケジュール（別記様式第3号の3）を作成し、都道府県知事等へ提出してください。
- (3) 地域再生協議会を平成23年4月以降に設置する場合には、移行計画に、地域再生協議会に移行するまでの間に第3の1の(2)及び2の事業に掲げる取組を行う者（第2の2の(4)に掲げる組織のいずれかに限ります。）、設置予定期、地域再生協議会の構成員等を記載し、地域推進活動計画と併せて提出してください。
- (4) 地域再生協議会が事業実施主体とならない地域において、利用集積団体が第3の1の(2)に掲げる取組を行う場合は、市町村長等は、利用集積団体と協議の上、取組内容及び費用見込み額等を内容とする地域推進活動計画（別記様式第3号）及び年間スケジュール（別記様式第3号の3）を作成してください。

第5 推進活動計画の認定

1 都道府県推進活動計画の認定手続

- (1) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、都道府県知事等から第4の1により都道府県推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、当該計画を認定します。
なお、当該計画の審査に当たっては、同一の都道府県内に複数の地域センター等がある場合は、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、当該都道府県内の他の地域センター長等に当該計画を回付し、各地域センター長等は各自の管轄区域の内容について、その内容が適当かどうか審査します。
- (2) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、都道府県推進活動計画を認定した際は、その結果を都道府県知事等に通知するとともに、当該地域センター等を管轄する地方農政局長（地方農政局の所在する府県、北海道及び沖縄県を除きます。）に報告します。

(3) 都道府県知事等は、都道府県推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、別記様式第4号により、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等の認定を受けてください。

- ① 事業の中止又は廃止
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 都道府県段階又は地域段階のいずれかの経費の3割を超える変更

2 地域推進活動計画の認定手続

(1) 都道府県知事等は、市町村長等から第4の2の地域推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、計画を認定してください。

(2) 都道府県知事等は、地域推進活動計画を認定した際は、その結果を市町村長等に通知してください。

(3) 市町村長等は、地域推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、別記様式第4号準じて、都道府県知事等の認定を受けてください。

- ① 事業の中止又は廃止
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 第6の別表1に掲げる経費区分のうち、4又は5の経費の3割を超える増減

3 計画の事前認定

(1) 都道府県推進活動計画の事前認定

官房長及び経営局長が別に定めるところにより、本制度の実施に先立ち認定された都道府県推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、1に基づく認定を受けたものとします。

ただし、平成23年4月以降に都道府県再生協議会を設置する予定であり、都道府県推進活動計画と併せて提出した再生協議会への移行計画に、第2の1の(3)に掲げられた組織のいずれかを事業実施主体とする旨を記載している場合については、都道府県再生協議会が設置された後、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に対し、当該移行計画に基づく事業実施主体名の変更届を提出してください。提出された変更届を都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等が受理したことをもって、都道府県農業再生協議会が都道府県推進活動計画に基づく事業実施主体として認定を得たものとみなします。

なお、移行計画に事業実施主体として記載された者は、都道府県再生協議会が設置されるまでの間、規約等の変更を伴わずに都道府県推進活動計画に基づいた事業を実施することができます。

(2) 地域推進活動計画の事前認定

戸別所得補償制度の実施に先立ち都道府県等に提出された地域推進活動計画については、都道府県知事等の認定があった場合には、2に基づく認定を受け

たものとします。

ただし、平成23年4月以降に地域再生協議会を設置する予定であり、地域推進活動計画と併せて提出した再生協議会への移行計画に、第2の2の(4)に掲げられた者のいずれかを事業実施主体とする旨を記載している場合については、地域再生協議会が設置された後、都道府県知事等に当該移行計画に基づく事業実施主体名の変更届を提出してください。この場合、提出された変更届を都道府県知事等が受理したことをもって、地域農業再生協議会が地域推進活動計画に基づく事業実施主体として認定を得たものとみなします。

なお、移行計画に事業実施主体として記載された者は、地域再生協議会が設置されるまでの間、規約等の変更を伴わずに地域推進活動計画に基づいた事業を実施することができます。

第6 推進事業補助金の交付

- 1 国は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費（別表1及び2に掲げるものに限ります。）を都道府県等に交付します。
- 2 市町村等は、都道府県等が定めるところにより、第3の1の(2)及び2の事業の実施に必要な経費（別表1及び2に掲げるものに限ります。）について、都道府県等に交付を申請してください。

(別表1) 農業者戸別所得補償制度の推進活動経費

区分	内容
1 謝 金	作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」といいます。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅 費	本制度の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含みます。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代は除きます。）、備品費、賃金（正規職員の超勤及び臨時雇用に限ります。農地調整員手当を含みます。）及び共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金） 等

4 委託費	都道府県等及び市町村等が実施する第3に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
5 助成費	都道府県等及び市町村等が実施する第3に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

(別表2) 集落営農の法人化支援

区分	内容
交付金	法人化した集落営農に対する経費の定額助成（1法人当たり定額40万円）

- 3 都道府県再生協議会長が第3の1の(2)及び2の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、都道府県及び市町村等に対する補助金の配分方針及び支払方法等を定めた業務方法書を作成し、地方農政局長等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じです。）の承認を受けてください。
- 4 都道府県再生協議会長は、業務方法書の変更がある場合には、3の規定に準じて行ってください。
- 5 市町村長等が第3の2の事業に係る交付金の交付を行おうとするときは、別紙2に定める交付対象要件等を確認して行ってください。

第7 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとしています。
ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県知事等は、あらかじめ、地域センター等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号により、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に届け出してください。
- 2 交付決定前着手届を受理した地域センター長等は、同一の都道府県内に複数の地域センター等がある場合は、当該都道府県内の他の地域センターに回付とともに、速やかに当該地域センターを管轄する地方農政局長等に報告してください。

3 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手してください。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行ってください。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

4 1のただし書により交付決定前に着手する場合について、地域センター等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようになります。

第8 事業の実施状況の報告等

1 都道府県知事等は、市町村長等からの報告を取りまとめ、翌年度の6月末までに、別記様式第6号により都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に報告してください。

2 地域センター長等は、1にかかわらず、必要に応じて都道府県知事等に対し、隨時実施状況についての報告を求めることができるものとします。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとします。その際、都道府県知事等及び市町村長等は地域センター長等の求めに応じて、調査に協力してください。

3 都道府県農業再生協議会又は第2の1の(3)に掲げる組織は、第6の2の市町村等からの交付申請に基づく助成金の交付を行った場合には、1にかかわらず、四半期に一度都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に対し、第3の1の(1)の取組及び市町村等に対する助成に要した経費の支出を含めた出納状況を報告してください。

第9 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成23年4月1日からとします。

農業再生協議会への移行計画
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

○○都道府県又は○○都道府県○○協議会／○○市町村又は○○地域○○協議会

1 農業再生協議会移行までの実施体制

① 農業再生協議会移行までの事業実施主体	
② 事務担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	
④ 農業再生協議会移行後の農地利用集積円滑化団体の位置づけ（地域再生協議会のみ記載。該当箇所を○で囲む）	A. 従来の農地利用集積円滑化団体を地域農業再生協議会の構成員とする B. 地域農業再生協議会を農地利用集積円滑化団体として指定する

2 移行予定時期： 平成 年 月 日

3 農業再生協議会の構成員（予定）

※ 担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会等を存続したまま農業再生協議会の構成員となる場合は、各協議会の名称に続けて（ ）書きで、その構成員も記載してください。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
○○地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住 所

○○都道府県又は都道府県農業再生協議会
○○都道府県知事又は都道府県農業再生協議会長 印

平成○○年度都道府県推進活動計画の認定の申請
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、下記のとおり都道府県推進活動計画の認定を申請します。

記

都道府県推進活動計画(別記様式第2号の2)

別記様式第2号の2

平成〇〇年度都道府県推進活動計画
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

事業実施主体 ○○県又は○○県農業再生協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
				千円
都道府県段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1に記載			
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付			別紙2に記載	

注1：他の機関に対して委託又は補助金を交付する場合は、委託先・助成先を備考欄に記入してください。

注2：都道府県段階における取組内容については、事業実施主体の取組に加え、助成先の取組内容も併せて記入してください。

注3：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を記載してください。

2 地域段階の事業実施主体に対する本事業の補助金の配分方針

※ 予め、都道府県から地域段階に対して予算枠を設定する場合はその考え方を記載してください。

(別紙 1)

農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳

注1：他の機関に対して委託又は助成を行う場合は、委託先・助成先を備考欄に記入してください。

い。さくらんぼを主な商品とする新規事業開拓に注力する。また、既存事業の強化と新規事業の開拓による収益構造の多角化を図る。
新規事業として、スマートフォン用保護フィルムやタブレット用保護フィルム、スマートフォン用保護ガラス、スマートフォン用保護シートなどを販売する。
新規事業として、スマートフォン用保護フィルムやタブレット用保護フィルム、スマートフォン用保護ガラス、スマートフォン用保護シートなどを販売する。

注3：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を記載してください。

(別紙2)

地域段階における事業実施主体と配分額

別記様式第3号

番 号
年 月 日

○○都道府県知事又は○○都道府県農業再生協議会長 殿

住 所

○○市町村又は○○地域農業再生協議会

○○市町村長又は○○地域農業再生協議会長 印

平成○○年度地域推進活動計画の認定の申請

(農業者戸別所得補償制度推進事業)

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づき、下記のとおり地域推進活動計画の認定を申請します。

記

- 1 地域推進活動計画（別記様式第3号の2）
- 2 農業者戸別所得補償制度に係る年間スケジュール（別記様式第3号の3）

平成〇〇年度地域推進活動計画
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

事業実施主体 ○○市町村又は○○地域農業再生協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			千円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙に記載			

注1：他の機関に対して委託又は助成を行う場合は、委託先・助成先を備考欄に記入してください。

注2：地域段階における取組内容については、事業実施主体の取組に加え、助成先の取組内容も併せて記入してください。

注3：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、事業に要する経費欄にはその必要額を記載してください。

2 実施体制

① 事務局（市町村、JA等）	
② 事務局担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

3 電算システムの内容

① モデル対策における事務処理の形態（該当箇所を○で囲む）	A. 電算システムにて対応 (開発会社名：) B. エクセル、アクセス等で対応
② 農業者戸別所得補償制度の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の農業者戸別所得補償制度向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
③ 農業者戸別所得補償制度への電算システムの対応時期 (②でA. 又はB. と回答した場合)	例：既存システムを5月中に改修予定。 例：○○社の農業者戸別所得補償制度向けシステムを5月中に購入予定。

注1：①は22年度におけるモデル対策の事務処理や農家情報の管理をどのように行っているかを記号で選択してください。

注2：②は23年度における農業者戸別所得補償制度の営農計画書のデータ入力及び農政事務所へ提出するCSVファイル（申請データ）の出力をどのように行うか記号で選択してください。

注3：③は②でA. 又はB. と回答した場合に、既存の電算システムの改修時期や購入時期を記入してください。

(別紙)

農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
				千円

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入してください。

注2：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、事業に要する経費欄にはその必要額を記載してください。

農業者戸別所得補償制度に係る年間スケジュール

○○市町村 担当者 所属及び名前○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前○○地域センター/○○農政局/北海道農政事務所/沖縄総合事務局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	地域センター等
3月				
4月	・交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・交付申請書、営農計画書、調整水田等の改善計画の提出期限(原則として6月30日まで)			
7月	・地域農業再生協議会から地域センター等へ対象作物の地域別作付計画面積報告書の提出(7月31日まで)			
8月				
9月	・市町村から地域センター等へ認定済の調整水田等の改善計画を提出(9月30日まで)			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

別記様式第4号

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
○○地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住 所

○○都道府県又は都道府県農業再生協議会
○○都道府県知事又は都道府県農業再生協議会長 印

平成○○年度都道府県推進活動計画の変更（中止又は廃止）認定の申請
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第4の都道府県推進活動計画について、変更（中止又は廃止）があったため、下記のとおり都道府県推進活動計画の変更（中止又は廃止）の認定を申請します。

記

都道府県推進活動計画（別記様式第2号の2）

別記様式第5号

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
○○地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住 所

○○都道府県又は都道府県農業再生協議会
○○都道府県知事又は都道府県農業再生協議会長 印

平成○○年度農業者戸別所得補償制度推進事業交付決定前着手届

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、平成○○年○月○日付けで認定を受けた都道府県推進活動計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

区分	事業量	事業費	着手予定期 年月日	完了予定期 年月日	理由
・都道府県段階 推進事務費 ・地域段階推進 事務費					
合 計					

(別紙)

○○市長

○○市長

○○市長

○○市地域農業再生協議会長

○○町長

○○町地域農業再生協議会長

○○市長

○○町長

※ 都道府県推進活動計画に含まれている事業実施主体（地域推進活動計画を作成した組織）を全て並べてください。都道府県推進活動計画の内容を変更し、新たに事業実施主体を追加した場合は、必要に応じて変更した都道府県推進活動に基づいた交付決定前着手届を提出してください。その場合は、すでに都道府県推進活動計画に含まれている事業実施主体と、新たに追加された事業実施主体を全て並べ、新たに追加された事業実施主体に下線を引いてください。

(公印は省略する)

別記様式第6号

平成〇〇年度事業実施状況報告
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〇〇地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

住 所

〇〇都道府県又は都道府県農業再生協議会
〇〇都道府県知事又は都道府県農業再生協議会長 印

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)第8の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(注) 別添の事業実施状況報告書を添付してください。

(別添 1)

平成〇〇年度事業実施状況報告
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

事業実施主体 ○○県又は○○県農業再生協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			千円	
都道府県段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1に記載			
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付			別紙2に記載	

注1：他の機関に対して委託又は補助金を交付した場合は、委託先・助成先を備考欄に記入してください。

注2：都道府県段階における取組内容については、事業実施主体の取組に加え、助成先の取組内容も併せて記入してください。

注3：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を記載してください。

(別紙 1)

農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳

注1：他の機関に対して委託又は助成を行った場合は、委託先・助成先を備考欄に記入してください。

い。さくらんぼの栽培技術を主導する農業研究機関として、主に栽培方法や病害虫対策などの実務的な情報を発信する。また、国際的な情報交換や技術交流の場ともなっている。

注3：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を記載してください。

(別紙2)

地域段階における事業実施主体と実績額

(別添 1 - 2)

平成〇〇年度事業実施状況報告
(農業者戸別所得補償制度推進事業)

事業実施主体 ○○市町村又は○○地域農業再生協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			千円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙に記載			

注1：他の機関に対して委託又は助成を行った場合は、委託先・助成先を備考欄に記入してください。

注2：地域段階における取組内容については、事業実施主体の取組に加え、助成先の取組内容も併せて記入してください。

注3：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を、事業に要する経費欄にはその実績額を記載してください。

2 実施体制

① 事務局（市町村、JA等）	
② 事務局担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

3 電算システムの内容

① モデル対策における事務処理の形態（該当箇所を○で囲む）	A. 電算システムにて対応 (開発会社名：) B. エクセル、アクセス等で対応
② 農業者戸別所得補償制度の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の農業者戸別所得補償制度向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
③ 農業者戸別所得補償制度への電算システムの対応時期 (②でA. 又はB. と回答した場合)	例：既存システムを5月に改修。 例：○○社の農業者戸別所得補償制度向けシステムを5月に購入。

注1：①は22年度におけるモデル対策の事務処理や農家情報の管理をどのように行ったかを記号で選択してください。

注2：②は23年度における農業者戸別所得補償制度の営農計画書のデータ入力及び農政事務所へ提出するCSVファイル（申請データ）の出力をどのように行ったか記号で選択してください。

注3：③は②でA. 又はB. と回答した場合に、既存の電算システムの改修時期や購入時期を記入してください。

(別紙)

農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			千円	

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入してください。

注2：集落営農の法人化支援については、区分欄に「集落営農の法人化」を設けて、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を、事業に要する経費欄にはその実績額を記載してください。

(別添 1 - 3)

農業者戸別所得補償制度推進事業に係る年間実績

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

○○地域センター/○○農政局/北海道農政事務所/沖縄総合事務局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	地域センター等
3月				
4月	・交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・交付申請書、営農計画書、調整水田等の改善計画の提出期限(原則として6月30日まで)			
7月	・地域農業再生協議会から地域センター等へ対象作物の地域別作付計画面積報告書の提出(7月31日まで)			
8月				
9月	・市町村から地域センター等へ認定済の調整水田等の改善計画を提出(9月30日まで)			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				